

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	公的年金制度の持続可能性を確保すること
--------------	---------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
施策目標	1-1	公的年金制度の持続可能性を確保すること
個別目標1		公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと (保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)
		(評価対象事務事業) ・年金財政検証事業 ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業
個別目標2		国際化の進展への対応を図ること
		(評価対象事務事業) ・年金通算協定事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。		
2 根拠法令等 ○国民年金法(昭和34年法律第141号) ○厚生年金法(昭和29年法律第115号) 等		
主管部局・課室	年金局総務課	
関係部局・課室	年金局総務課首席年金数理官室、年金課、国際年金課、数理課	

2. 現状分析(施策の必要性)

<p>公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、平成16年に、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとする観点から、</p> <p>① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用</p> <p>の4つを柱とする制度改正が行われた。 この平成16年年金制度改正において、年金財政については給付と負担の均衡が確保</p>

されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成することとなっている（財政検証）。このため、金融や経済の専門家で構成される社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会で議論された長期の経済前提等を用いて検証を行い、平成21年2月23日に平成21年財政検証の結果を公表したところである。

また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。

※ マクロ経済スライド

少子化や長寿化の進行動向に応じて年金額の伸びを調整する仕組み

※ 社会保障協定

海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするとともに、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする協定。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 財政検証との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成21年財政検証結果の数値以上/毎年度)	【102.4%】	【106.6%】	【108.1%】	【105.0%】	【-%】
・厚生年金 実績	171.1	174.2	173.6	166.4	-
財政検証結果	167.5	163.9	160.8	158.3	145.3
・国民年金 実績	11.7	12.0	11.7	10.8	-
財政検証結果	11.0	10.8	10.6	10.4	9.9
2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成21年財政検証結果の数値以下/毎年度)	【-%】	【0%】	【0%】	【0%】	【0%】
実績	-	0.0	0.0	0.0	0.0
財政検証結果	-	0.0	0.0	0.4	0.0
3 社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度)	【100%】 1	【0%】 0	【300%】 3	【300%】 3	【100%】 1

(調査名・資料出所、備考)

(指標1について)

- ・財政検証結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。
- ・「実績」は、財政検証と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、独立行政法人福祉医療機構への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を含んでいる。
- ・「財政検証結果」は、平成21年財政検証結果による。ただし、平成19年以前は、平成16年財政再計算結果による。
- ・平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃公表予定。
- ・年金局数理課調べによるものである。

※財政再計算から財政検証へ

平成16年年金制度改正以前は、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定する財政再計算を行うとともに、必要に応じ制度改正を行っていたものである。

平成16年年金制度改正において、保険料の上限を固定したため財政再計算は行われなくなったが、給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成（財政検証）することとなった。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成21年財政検証結果等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

(指標2について)

- ・財政検証結果どおりにマクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率が推移しているかどうかを検証するための指標である。
- ・マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。
- ・なお、平成17年～20年の実績欄の数値が0.0となっているのは、平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないことによるものである。
- ・年金局年金課・数理課調べによるものである。

(指標3について)

- ・社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。

平成16年度 オランダ

平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン

平成20年度 スイス

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

- ・年金局国際年金課調べによるものである。

施策目標の評価

【有効性の観点】

公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを行い、持続可能な公的年金制度の構築を図ったところである。

平成20年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。

【効率性の観点】

平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行されており、効率的に実施されている。

平成20年度においては、1カ国との間で当局間協議を新規に開始し、2カ国との間で社会保障協定の署名を行った。また、1カ国との間で協定締結を前提としない作業部会を行った結果、当局間協議を開始することとしたなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。

【総合的な評価】

平成21年2月に公表された財政検証においては、将来の厳しい出生率の動向や現下の厳しい経済状況を織り込み、長期的には現下の経済状況の混乱を脱し、再び安定的な成長軌道に復帰する姿を想定しており、その中でも、「基本ケース」(注)の下では、最終的な所得代替率は50.1%になるとの試算となり、これによって年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されていることが確認された。

財政検証との乖離状況(積立金)については、平成20年度の数値は集計中であるが、平成16～19年度は、実績値が財政再計算結果を上回っている。

平成16年年金制度改正においては、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続可能なものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築した。その際、基礎年金の国庫負担割合については、法律の本則上2分の1とするとともに、改正法の附則において、3分の1から2分の1に引き上げる道筋を示した。

この道筋を踏まえ、各年度において基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げを実施するとともに、2009（平成21）年通常国会において、基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が同年6月19日に成立し、6月26日に公布されたところである。

本法案は、2009（平成21）年度及び2010（平成22）年度において、財政投融資特別会計からの一般会計への繰入れにより臨時の財源を手当てし、基礎年金国庫負担を2分の1とするとともに、税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で2分の1を恒久化し、仮に恒久化する年度が2012（平成24）年度以降となった場合には、それまでの間も、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずることにより2分の1とすることを内容とするものである。

国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったスイスとの間で、社会保障協定の締結に向けて、平成20年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望が強かったイタリア及びスペインの2カ国との間で、平成20年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。

以上を踏まえると、施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現によって、平成16年年金制度改正における年金財政の枠組みは完成し、年金財政の安定性は高まることとなった。しかしながら、年金制度の成熟化により、40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等とあいまって、無年金・低年金者が存在するという実態に焦点が当たるようになってきている。公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されているが、2008（平成20）年11月に取りまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されており、これを踏まえつつ、社会保障審議会年金部会でも2008年11月末に、低年金・低所得者に対する年金給付のあり方等平成16年年金制度改正で残された課題について、年金部会における議論の中間的な整理が取りまとめられたところである。

また、2008年末に閣議決定された持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において、社会保障機能強化の工程表が示された。これを受け、上述の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の附則には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が盛り込まれている。

（注）出生中位（1.26〔2055（平成67）年〕）、経済中位（長期の物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%〔2016（平成28）年度以降〕）のケース

4. 個別目標に関する評価

個別目標1

公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと
（保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

個別目標に係る指標

アウトカム指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H16	H17	H18	H19	H20
1 財政検証との乖離状況（積立金） （単位：兆円） （平成21年財政検証結果の数値以上／毎年度）	【102.4%】	【106.6%】	【108.1%】	【105.0%】	【 -%】
・厚生年金 実績	171.1	174.2	173.6	166.4	-
財政検証結果	167.5	163.9	160.8	158.3	145.3
・国民年金 実績	11.7	12.0	11.7	10.8	-

財政検証結果		11.0	10.8	10.6	10.4	9.9
2	※施策目標に係る指標1に同じ マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）（単位：％） （平成21年財政検証結果の数値以下／毎年度）	【-％】	【0％】	【0％】	【0％】	【0％】
	実績 財政検証結果	-	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.4	0.0 0.0
※施策目標に係る指標2に同じ						
<p>（調査名・資料出所、備考） （指標1について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。 ・「実績」は、財政検証と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値（年度末現在）である。なお、平成17年度以降については、独立行政法人福祉医療機構への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を含んでいる。 ・「財政検証結果」は、平成21年財政検証結果による。ただし、平成19年以前は、平成16年財政再計算結果による。 ・平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年7月頃に公表予定。 ・年金局数理課調べによるものである。 <p>※財政再計算から財政検証へ 平成16年年金制度改正以前は、年金制度を長期的に安定したものするため、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定する財政再計算を行うとともに、必要に応じ制度改正を行っていたものである。 平成16年年金制度改正において、保険料の上限を固定したため財政再計算は行われなくなったが、給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成（財政検証）することとなった。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ 平成21年財政検証結果等 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html</p> <p>（指標2について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証結果どおりにマクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）が推移しているかどうかを検証するための指標である。 ・マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。 ・なお、平成17年～20年の実績欄の数値が0.0となっているのは、平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないことによるものである。 ・年金局年金課・数理課調べによるものである。 						
<p>個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）</p> <p>財政検証との乖離状況（積立金）については、平成20年度の数値は集計中であるが、平成16～19年度は、実績値が財政再計算結果を上回っている。</p> <p>なお、平成21年2月に公表された財政検証においては、将来の厳しい出生率の動向や現下の厳しい経済状況を織り込み、長期的には現下の経済状況の混乱を脱し、再び安定的な成長軌道に復帰する姿を想定しており、その中でも、「基本ケース」（注）の下では、最終的な所得代替率は50.1%になるとの試算となり、これによって年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されていることが確認された。</p> <p>（注）出生中位（1.26〔2055（平成67）年〕）、経済中位（長期の物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%〔2016（平成28）年度以降〕）のケース</p>						

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	年金財政検証事業				
平成20年度 予算額等	133百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	90百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
公的年金制度について、給付と負担の均衡が適切に保たれているかの検証等をする事業であり、公的年金制度の安定的な運用を担保する上で必要不可欠な事業である。					
政府決定・重要施策との関連性					
平成21年年2月23日に平成21年財政検証の結果を公表した。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	181	161	133
予算上事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等 （例）箇所数	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
平成21年2月23日に「個別目標1に関する評価」のとおり平成21年財政検証の結果を公表した。引き続き公的年金の健全性を確認するため、この取組を推進していく。 ※ 事業の性格上積算見積りはないため「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業				
平成20年度 予算額等	71百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	59百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
社会保障審議会年金数理部会において、公的年金各制度より財政状況について報告を聴取し、年金数理的観点から分析を行う。 長期に渡り運営されている年金制度にあっては、年金財政の安定性、公平性が確保されている事が求められており、定期的に年金財政の検証を行う必要がある。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	79	81	71
予算上事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等 （例）箇所数	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
年金数理部会において、公的年金各制度から報告を聴取し、年金数理的観点から分析を行い、公的年金財政状況報告—平成18年度—を取りまとめた。年金財政の安定性、公平性をみる上で有用であったため、今後も継続して実施していく。					

※ 事業の性格上積算見積りはないため「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。

個別目標2

国際化の進展への対応を図ること

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3に同じ	【100%】 1	【0%】 0	【300%】 3	【300%】 3	【100%】 1

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。

・ 当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。

平成16年度 オランダ

平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン

平成20年度 スイス

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

平成20年度においては、スイスとの間で当局間協議を新規に開始した。平成19年度に協議を開始したハンガリー及びスウェーデンとは引き続き当局間協議を実施した。同様に19年度に協議を開始したアイルランドについては、当局間協議を実施し、政府間交渉の開始に至った。また、ブラジルとの間で協定締結を前提としない作業部会を実施した結果、当局間協議を開始することとしたなど、目標は達成したと評価できる。今後とも、社会保障協定の締結促進に努めていくこととする。

また、平成20年度に署名されたスペイン及びイタリアの2カ国との間の社会保障協定については、両国間で発効に向けた準備を進めているところである。スペインとの協定の発効により、スペイン在留邦人約3,800人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、企業駐在員約320人について年間約6.5億円の負担軽減が見込まれている。また、イタリアとの協定の発効により、企業駐在員約640人について年間約29億円の負担軽減が見込まれている。

参考統計

	H16	H17	H18	H19	H20
1 社会保障協定の署名国数(単位:件)	6	7	8	10	12

(調査名・資料出所、備考)

・ 参考指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定を署名した国の総数である。

・ これまで社会保障協定を署名した国は、以下のとおり。

平成10年度 ドイツ

平成11年度 イギリス

平成15年度 アメリカ、韓国

平成16年度 フランス、ベルギー

平成17年度 カナダ

平成18年度 オーストラリア

平成19年度 オランダ、チェコ

平成20年度 スペイン、イタリア

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	年金通算協定事業				
平成20年度 予算額等	3.2百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	2.4百万円				
実施主体	[本省]、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするとともに、(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする社会保障協定の締結を推進している。</p> <p>国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	39	41	25	32	32
予算上事業数等	-	-	-	-	-
事業実績数等 （例）箇所数	-	-	-	-	-
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>平成20年度においては、スイスとの間で当局間協議を新規に開始したほか、平成19年度に協議を開始したアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンとは引き続き当局間協議を実施し、アイルランドについては政府間交渉を開始した。また、ブラジルとの間で協定締結を前提としない作業部会を実施した結果、当局間協議を開始することとしたなど一定の成果をあげたと言える。</p> <p>平成20年度に署名されたスペイン及びイタリアの2カ国との間の社会保障協定については、両国間で発効に向けた準備を進めているところである。スペインとの協定の発効により、スペイン在留邦人約3,800人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、企業駐在員約320人について年間約6.5億円の負担軽減が見込まれている。また、イタリアとの協定の発効により、企業駐在員約640人について年間約2.9億円の負担軽減が見込まれている。</p> <p>社会保障協定締結に向けた取組については、今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的な要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、政府として一層推進していくこととしている。</p> <p>※ 事業の性格上積算見積りはないため「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。</p>					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率	-
指標2 目標達成率	-
指標3 目標達成率	100%
（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
指標1	平成22年6月頃公表予定（参考 平成19年度は105.0%）
指標2	平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされているため。

2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (○) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 平成20年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当 (1) 有・無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) 有・無 (2) 具体的内容 ○経済財政の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定） ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。 ・基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。 ○社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（平成20年7月29日） ・高齢者雇用促進の観点からの在職者年金制度の見直しの検討 ※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点等について検討 ・継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討 ○持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」 （平成20年12月24日閣議決定） ・基礎年金の最低保障機能の強化
③審議会の指摘 (1) 有・無 (2) 具体的内容 社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理（平成20年11月27日） ・低年金・低所得者に対する年金給付の見直し等について
④研究会の有無 (1) 有・無 (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし